

2019年度逗子小学校支援地域本部規約

2019, 4, 1 施行

第1条 目的

逗子小学校の学校教育をより充実したものにするため「学習環境整備」、「児童の教育活動の支援」、「児童の安心、安全」等について、保護者をはじめとする地域の教育力を学校の支援として活用していく。

第2条 活動組織

逗子小学校支援地域本部役員は、管理職、教職員代表、学校支援地域コーディネーター1, PTA保護者による地域支援本部役員で構成する。

管理職 1名

教職員代表 2名

学校支援地域本部コーディネーター 1名

PTA保護者サポーター 8名 ※8名以内でも可とする

※逗子小学校支援地域本部の役員数は、総計14名以内とする。

第3条 役員の選出と任期

役員の選出は、学校長より依頼または、承認された対象者とする。

役員の任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

役員が欠員になった場合補欠役員で補うことができる。

第4条 運営委員会について

運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長、副委員長は学校長より委嘱される。

委員長は、運営委員会を総務し、逗子小学校支援地域本部を代表する。

委員長は、原則として学校支援地域本部コーディネーターが努めることとする。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等がある時には、その任務を代理する。

第5条 運営委員会及び各部担当の部会実施について

運営委員会は、原則として4月、10月、2月の3回を実施日として置くこととする。

なお、緊急性のある事案がある場合は、管理職の承認を得て、必要に応じて運営委員会を開くことができる。

また、各部の担当する会は、各部が必要に応じて行うことができる。行う際は、事前に日時、場所等を管理職に報告する。

第6条 逗子小学校支援地域本部の会計、庶務について

学校支援地域本部事業の会計全般については、学校より支援地域本部事務担当が対応処理をする。

第7条 この規約に定めるもののほか、学校支援地域本部運営委員会の運営に必要なことは、管理職が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 学校支援地域本部運営委員会の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず学校長が招集する。

(規約改正)

- 1 逗子小学校支援地域本部役員は、事業の内容や必要に応じて、学校支援地域本部運営委員会へ報告し、保護者以外の地域からサポーターを依頼することができる。
(平成27年4月13日一部改正)